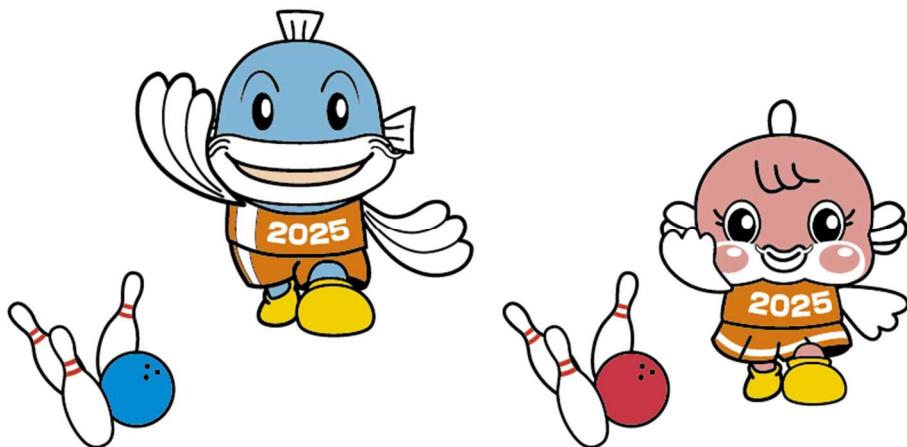


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第2回国スポ ボウリング競技会運営委員会



別冊【参考資料】

令和6年2月16日（金）14:30～

国spo リハーサル大会まであと	280日
本大会まであと	591日
障spo リハーサル大会まであと	464日
本大会まであと	617日

ビバシティ平和堂 研修室3

第79回国民スポーツ大会

会期前：令和7年（2025年）9月6日（土）～9月25日（木）

本会期：令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

湖国の感動 未来へつなぐ



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



参考資料

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ ボウリング競技会リハーサル大会会場設計図（仮）
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ ラグビーフットボール大会緊急対応マニュアル（案）

平成 25 年（2013 年）10 月 31 日
第 1 回 総 会 決 定
令和 4 年（2022 年）8 月 7 日
第 10 回 総 会 一 部 改 正

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、令和 7 年（2025 年）の第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に關係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に關係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備および運営に關係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用す

る。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
 - 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
 - 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

- 第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
 - 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

- 第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。
- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雜則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年8月7日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

令和4年(2022年)8月7日
第10回総会決定

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求める、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

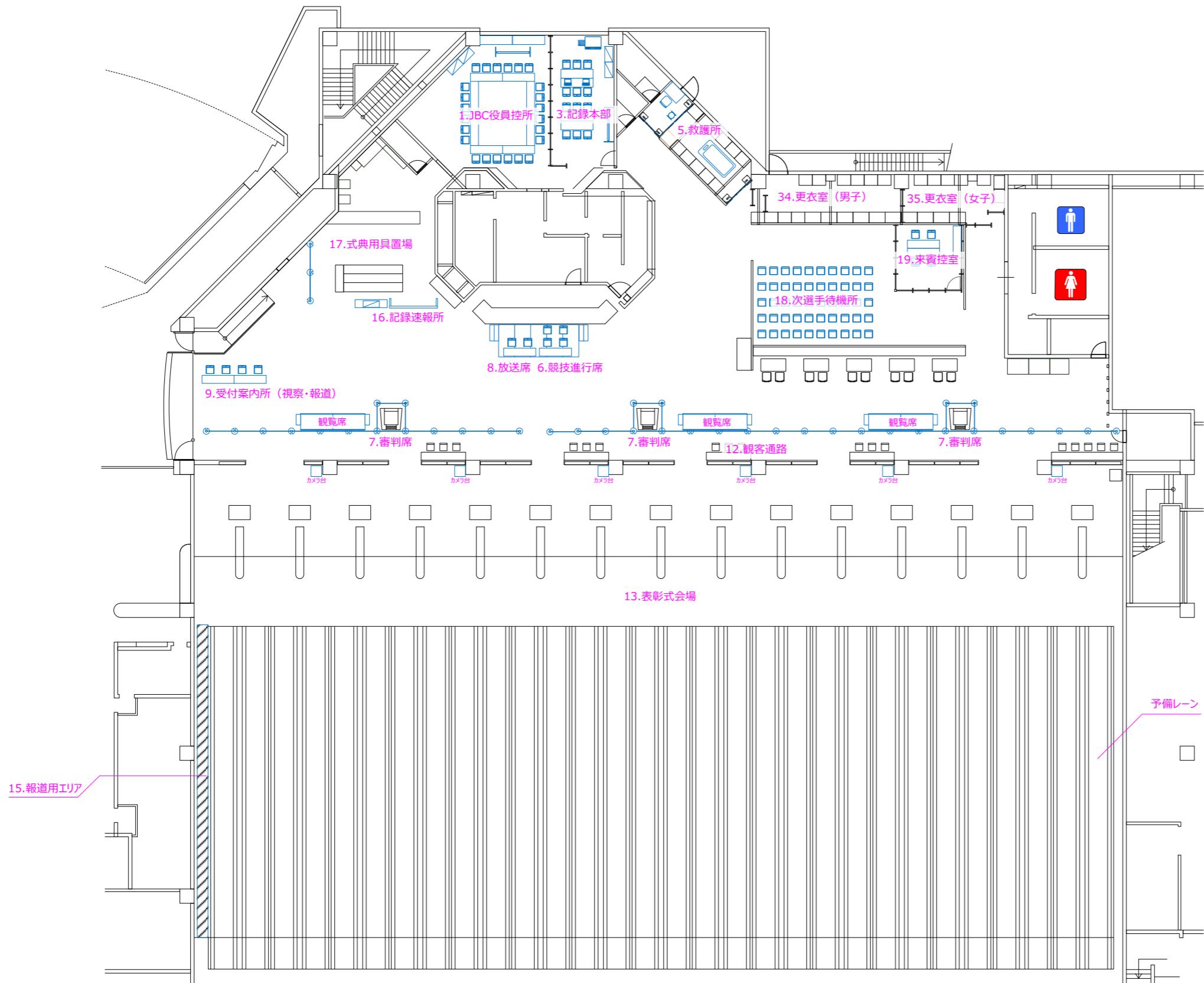
第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

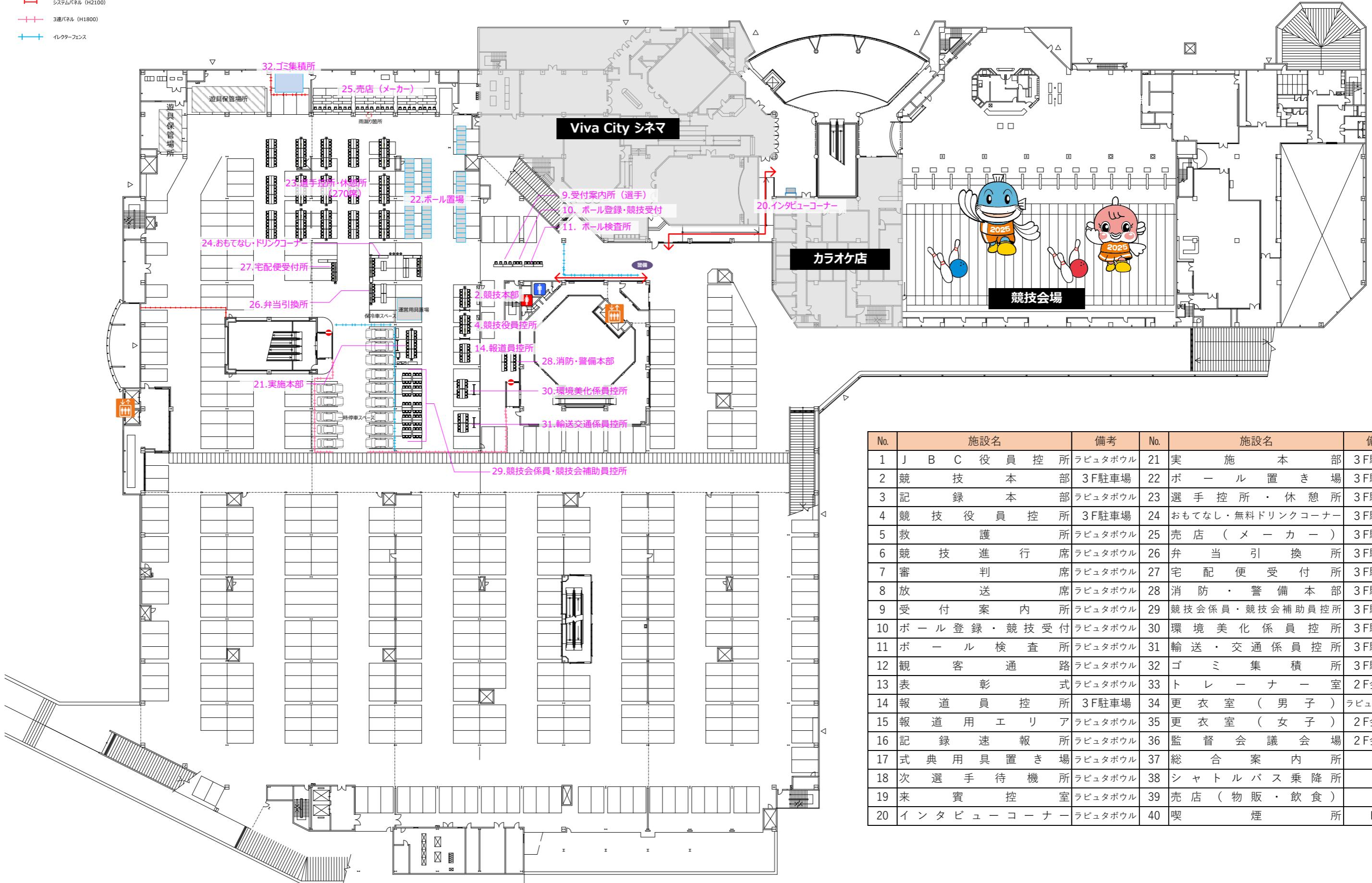
別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること 3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること 6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関すること 7 輸送および交通に関すること 8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員会に限る。） 10 その他競技会を開催するために必要な事項に関すること
馬術 競技会運営委員会	
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	
ボウリング 競技会運営委員会	

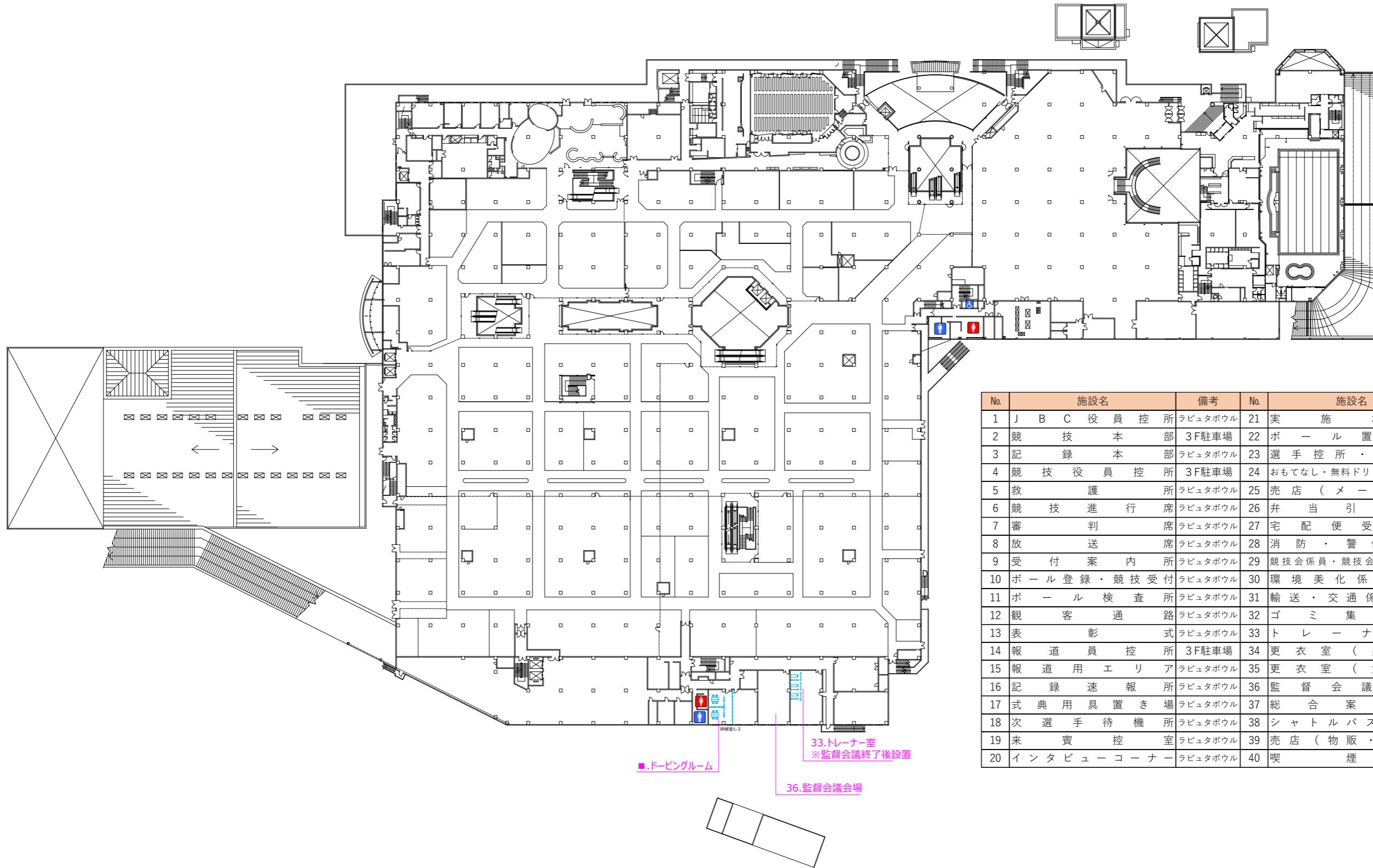


No.	施設名	備考
1	J B C 役員控所	ラピュタボウル
2	競技本部	3F駐車場
3	記録本部	ラピュタボウル
4	競技役員控所	3F駐車場
5	救護所	ラピュタボウル
6	競技進行席	ラピュタボウル
7	審判席	ラピュタボウル
8	放送席	ラピュタボウル
9	受付案内所	ラピュタボウル
10	ボール登録・競技受付	ラピュタボウル
11	ボール検査所	ラピュタボウル
12	観客通路	ラピュタボウル
13	表彰式会場	ラピュタボウル
14	報道員控所	3F駐車場
15	報道用エリヤ	ラピュタボウル
16	記録速報所	ラピュタボウル
17	式典用具置き場	ラピュタボウル
18	次選手待機所	ラピュタボウル
19	来賓控室	ラピュタボウル
20	インタビューコーナー	ラピュタボウル
21	実施本部	3F駐車場
22	ボール置き場	3F駐車場
23	選手控所・休憩所	3F駐車場
24	おもてなし・無料ドリンクコーナー	3F駐車場
25	売店(メカ力) 3F駐車場	3F駐車場
26	弁当引換所 3F駐車場	3F駐車場
27	宅配便受付所 3F駐車場	3F駐車場
28	消防・警備本部 3F駐車場	3F駐車場
29	競技会係員・競技会補助員控所 3F駐車場	3F駐車場
30	環境美化係員控所 3F駐車場	3F駐車場
31	輸送・交通係員控所 3F駐車場	3F駐車場
32	ゴミ集積所 3F駐車場	3F駐車場
33	トレーナー室 2F会議室	
34	更衣室(男子) ラピュタボウル	
35	更衣室(女子) ラピュタボウル	
36	監督会議会場 2F会議室	
37	総合案内所 1F	
38	シャトルバス乗降所 1F	
39	売店(物販・飲食) 1F	
40	喫煙所 RF	

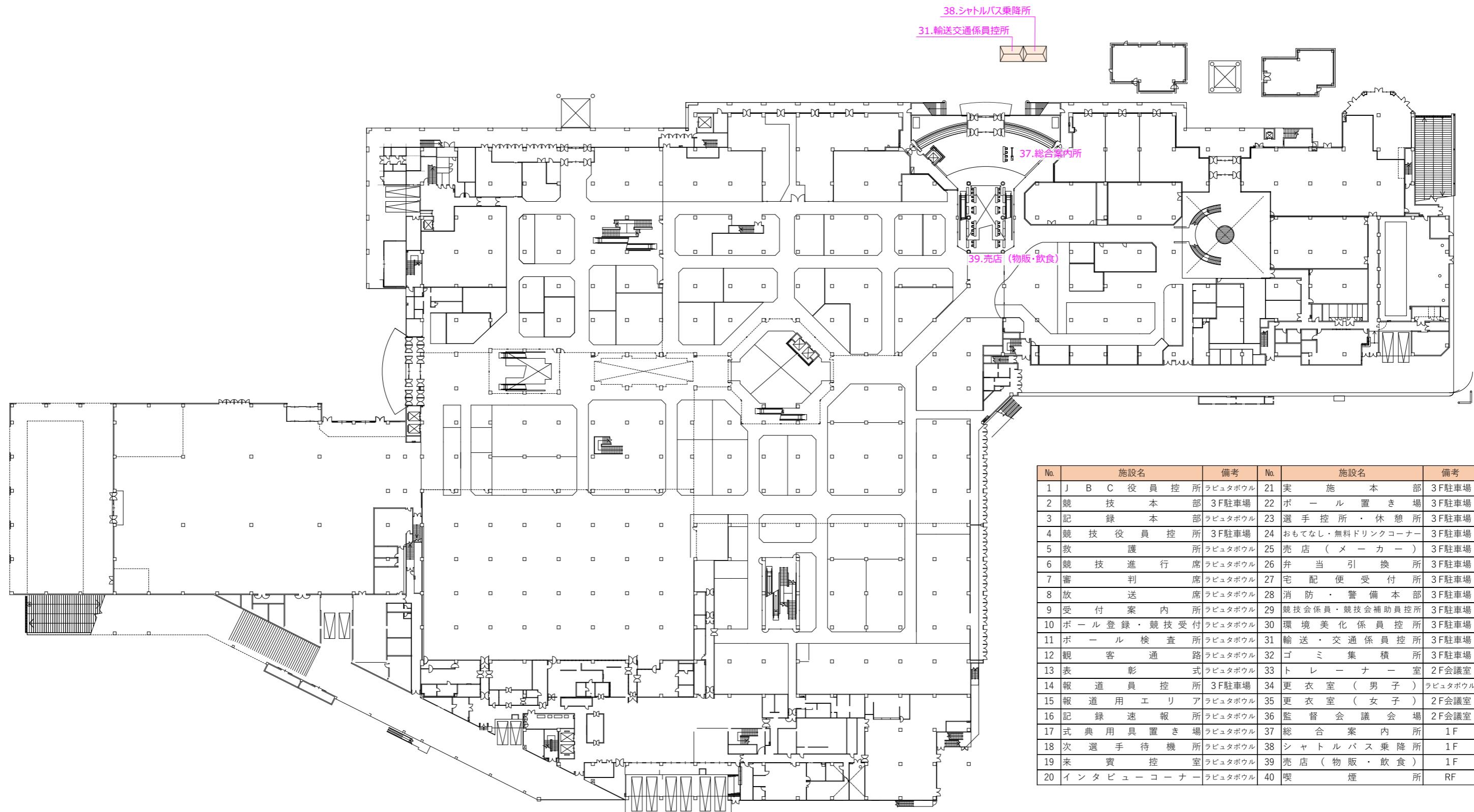
■ システムパネル (H2100)
■ 3連パネル (H1800)
■ イレクターフェンス



No.	施設名	備考	No.	施設名	備考
1	J B C 役員控所	ラビュタボウル	21	実施本部	3F駐車場
2	競技本部	3F駐車場	22	ボール置き場	3F駐車場
3	記録本部	ラビュタボウル	23	選手控所・休憩所	3F駐車場
4	競技役員控所	3F駐車場	24	おもてなし・無料ドリンクコーナー	3F駐車場
5	救護所	ラビュタボウル	25	売店 (メーカー)	3F駐車場
6	競技進行席	ラビュタボウル	26	弁当引換所	3F駐車場
7	審判席	ラビュタボウル	27	宅配便受付所	3F駐車場
8	放送席	ラビュタボウル	28	消防・警備本部	3F駐車場
9	受付案内所	ラビュタボウル	29	競技会係員・競技会補助員控所	3F駐車場
10	ボール登録・競技受付	ラビュタボウル	30	環境美化係員控所	3F駐車場
11	ボール検査所	ラビュタボウル	31	輸送交通係員控所	3F駐車場
12	観客通路	ラビュタボウル	32	ゴミ集積所	3F駐車場
13	表彰式	ラビュタボウル	33	トレンナ室	2F会議室
14	報道員控所	3F駐車場	34	更衣室 (男子)	ラビュタボウル
15	報道用エリア	ラビュタボウル	35	更衣室 (女子)	2F会議室
16	記録速報所	ラビュタボウル	36	監督会議会場	2F会議室
17	式典用具置き場	ラビュタボウル	37	総合案内所	1F
18	次選手待機所	ラビュタボウル	38	シャトルバス乗降所	1F
19	来賓控室	ラビュタボウル	39	売店 (物販・飲食)	1F
20	インタビューコーナー	ラビュタボウル	40	喫煙所	RF



No.	施設名	備考	No.	施設名	備考
1	J B C 役員控所	ラビュタボウル	21	実施本部	3F駐車場
2	競技本部	3F駐車場	22	ボール置き場	3F駐車場
3	記録本部	ラビュタボウル	23	選手控所・休憩所	3F駐車場
4	競技役員控所	3F駐車場	24	おもてなし・無料ドリンクコーナー	3F駐車場
5	救護所	ラビュタボウル	25	売店(メーカー)	3F駐車場
6	競技進行席	ラビュタボウル	26	弁当引換所	3F駐車場
7	審判席	ラビュタボウル	27	宅配便受付所	3F駐車場
8	放送席	ラビュタボウル	28	消防・警備本部	3F駐車場
9	受付案内所	ラビュタボウル	29	競技会係員・競技会補助員控所	3F駐車場
10	ボール登録・競技受付	ラビュタボウル	30	環境美化係員控所	3F駐車場
11	ボール検査所	ラビュタボウル	31	輸送・交通係員控所	3F駐車場
12	観客通路	ラビュタボウル	32	ゴミ集積所	3F駐車場
13	表彰式	ラビュタボウル	33	トレーナー室	2F会議室
14	報道員控所	3F駐車場	34	更衣室(男子)	ラビュタボウル
15	報道用エリア	ラビュタボウル	35	更衣室(女子)	2F会議室
16	記録速報所	ラビュタボウル	36	監督会議会場	2F会議室
17	式典用具置き場	ラビュタボウル	37	総合案内所	1F
18	次選手待機所	ラビュタボウル	38	シャトルバス乗降所	1F
19	来賓控室	ラビュタボウル	39	売店(物販・飲食)	1F
20	インタビューコーナー	ラビュタボウル	40	喫煙所	RF



参考:ボウリング競技会用として別途作成

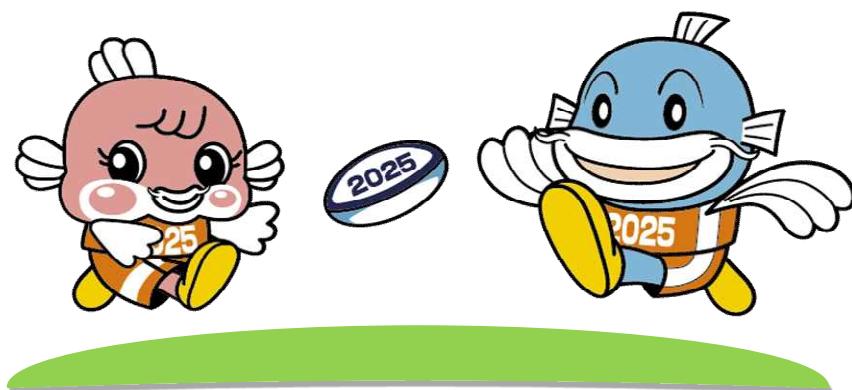


湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 **2025**



わたSHIGA輝く国スポ ラグビーフットボール競技会リハーサル大会

緊急対応マニュアル（案）



会 期：令和6年6月21日（土）～6月22日（日）

会 場：滋賀県希望が丘文化公園 陸上競技場、球技場

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

各種災害対応フロー

<p>① 地震</p> <p>1 全職員が自身の身の安全を確保し、各係長は係員の安全確認および状況確認を行う。 2 総務係長は、各係長に現状報告を指示（負傷者、現場、避難の状況など）、各係長は、状況を取りまとめて総務係長に報告する。 3 総務係長は、震度・震源地等の情報を収集し、総務班長に報告する。 4 総務係長は、取りまとめた結果を競技会場部長、総務班長に報告する。（情報収集は係員が対応） 5 総務班長は、県実行委員会事務局に情報を共有するとともに、必要に応じて消防、警察に通報する。 ※場内で傷病者や火災が発生した場合は、すぐに消防、警察へ通報。 6 競技会場部長は、県競技団体および施設管理者と協議して、避難の有無を判断する。 ※避難が必要だと判断された場合：競技会係員・競技役員・施設管理者が連携し、避難誘導を実施する。 ※避難の必要がない場合：様子を見て競技会を再開する。</p> <p>◆ 7以降は、避難誘導を実施する場合の対応フロー</p> <p>7 競技会場部長から各係長に避難誘導対応を指示し、各係員は避難誘導を実施する。 8 緊急車両が来場する場合は、総務係および競技会場係が誘導を行う。 ※対応終了の判断は、競技会場部長が県競技団体および施設管理者と協議した上で決定する。 ※避難場所は、希望が丘文化公園芝生ラン</p>	
<p>② 爆発・異臭</p> <p>1 身の安全を確保した上で、競技会場係は現場確認を行う。 2 競技会場係長は総務係長へ確認結果を報告する。 3 総務係長は、取りまとめた結果を競技会場部長、総務班長に報告する。 4 総務班長は、県実行委員会事務局に情報を共有するとともに、必要に応じて警察、消防に通報する。 ※爆発は警察、異臭は消防に通報。 5 競技会場部長は、県競技団体および施設管理者と協議して、避難の有無を判断する。 ※避難が必要だと判断された場合：競技会係員・競技役員・施設管理者が連携し、避難誘導を実施する。 ※避難の必要がない場合：様子を見て競技会を再開する。</p> <p>◆ 6以降は、避難誘導を実施する場合の対応フロー</p> <p>6 競技会場部長から各係長に避難誘導対応を指示し、各係員は避難誘導を実施する。 7 緊急車両が来場する場合は、総務係および競技会場係が誘導を行う。 ※避難場所は発生現場によって異なるため、競技会場部長、県競技団体および施設管理者とで協議の上、決定する。</p>	
<p>③ 爆破等予告</p> <p>1 総務班長は、県実行委員会事務局に情報を共有するとともに、警察に通報し指示を受ける。 2 総務係長は各係長に情報を共有し、必要に応じて消防、会場地市町に情報を共有する。 3 競技会場係は、来場者が不審物に近づかないように監視、誘導を行う。 4 総務係は、競技会場内に呼びかけを行う。 ※避難誘導等については、警察の指示のもと、適切に対応する。 ※避難場所は発生現場によって異なるため、競技会場部長、県競技団体および施設管理者とで協議の上、決定する。</p>	
<p>④ 危険・不快な状況</p> <p>1 競技会場係が現場確認。 2 競技会場係長は総務係長に状況を報告する。 3 総務係長は、取りまとめた結果を競技会場部長、総務班長に報告する。 4 総務班長は、県実行委員会事務局に情報を共有するとともに、必要に応じて警察に通報する。 ※係員が暴行を受けたり、威嚇されたりした場合は、当事者・各担当はすぐに警察へ通報。 5 競技会場部長は、県競技団体および施設管理者と協議して、避難の有無を判断する。 ※避難が必要だと判断された場合：競技会係員・競技役員・施設管理者が連携し、避難誘導を実施する。 ※避難の必要がない場合：様子を見て競技会を再開する。</p> <p>◆ 6以降は、避難誘導を実施する場合の対応フロー</p> <p>6 競技会場部長から各係長に避難誘導対応を指示し、各係員は避難誘導を実施する。 7 緊急車両が来場する場合は、総務係および競技会場係が誘導を行う。 ※避難場所は発生現場によって異なるため、競技会場部長、県競技団体および施設管理者とで協議の上、決定する。</p>	
<p>⑤ 台風・豪雨・落雷</p> <p>1 総務係長は、気象情報を随時収集し、競技会場部長、総務班長に報告する。 2 競技会場部長は、県実行委員会事務局、県競技団体、施設管理者と今後の対応を協議。 ※荒天の場合の避難場所は、以下のとおりとする。 ア 大会関係者：陸上競技場1階室内練習場、球技場ダグアウト棟内（競技会場係は、必要に応じてスポーツ会館内体育館にて待機） イ 参加チーム：各チームテント内もしくはスポーツ会館内体育館 ウ 一般観覧者：スポーツ会館内体育館</p>	
★ 中止等の判断	・荒天等により安全確保が困難な場合、県実行委員会と滋賀県ラグビーフットボール協会とで協議の上、競技会中止等を判断する。

初期消火対応フロー

★ あらかじめ消火器の位置を確認しておいてください。
 ★ 火災の発生が疑われる場合は、すぐに総務係（総務班長）に連絡すること。
 ※連絡を受けた総務班長が、すぐに消防へ通報します。

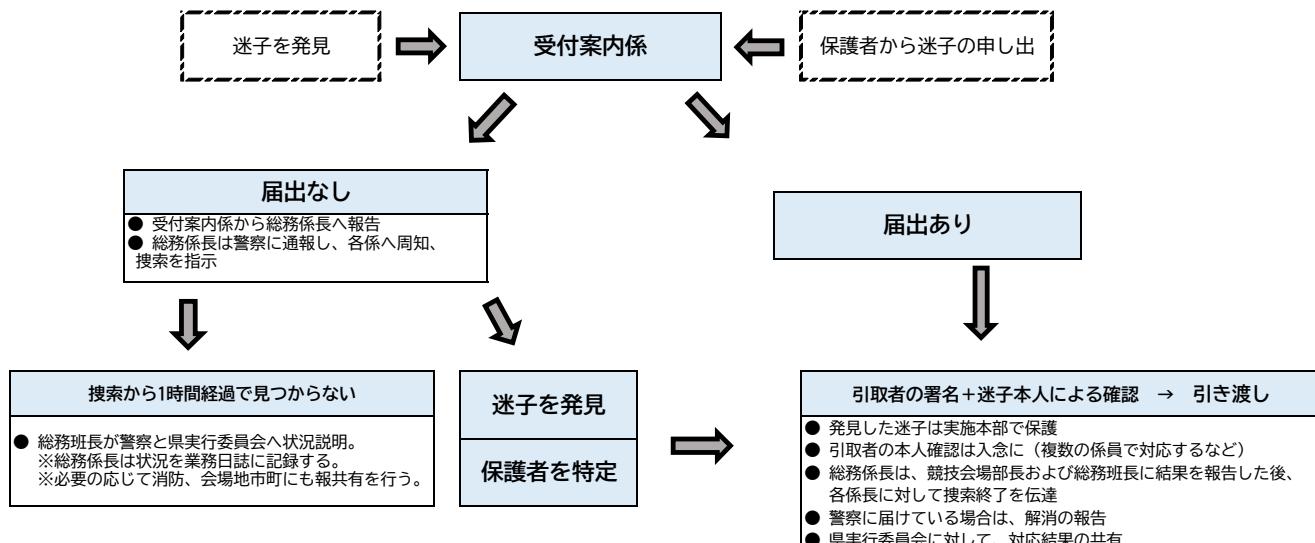
初期消火の仕方（消火器）	<p>1 消火器を持って現場に駆けつけましょう。</p> <p>2 慌てず、何が燃えているかを確認し、煙や炎に惑わされず、火元を消すように噴射して下さい。</p> <p>3（屋内の場合）みだりに窓を開けたり、破壊しないでください。（延焼がさらに広がる可能性があります。）</p> <p>4 小さな火でも完全に消火してください。（踏み消すなど）</p>
--------------	---

★ 消火器の使い方

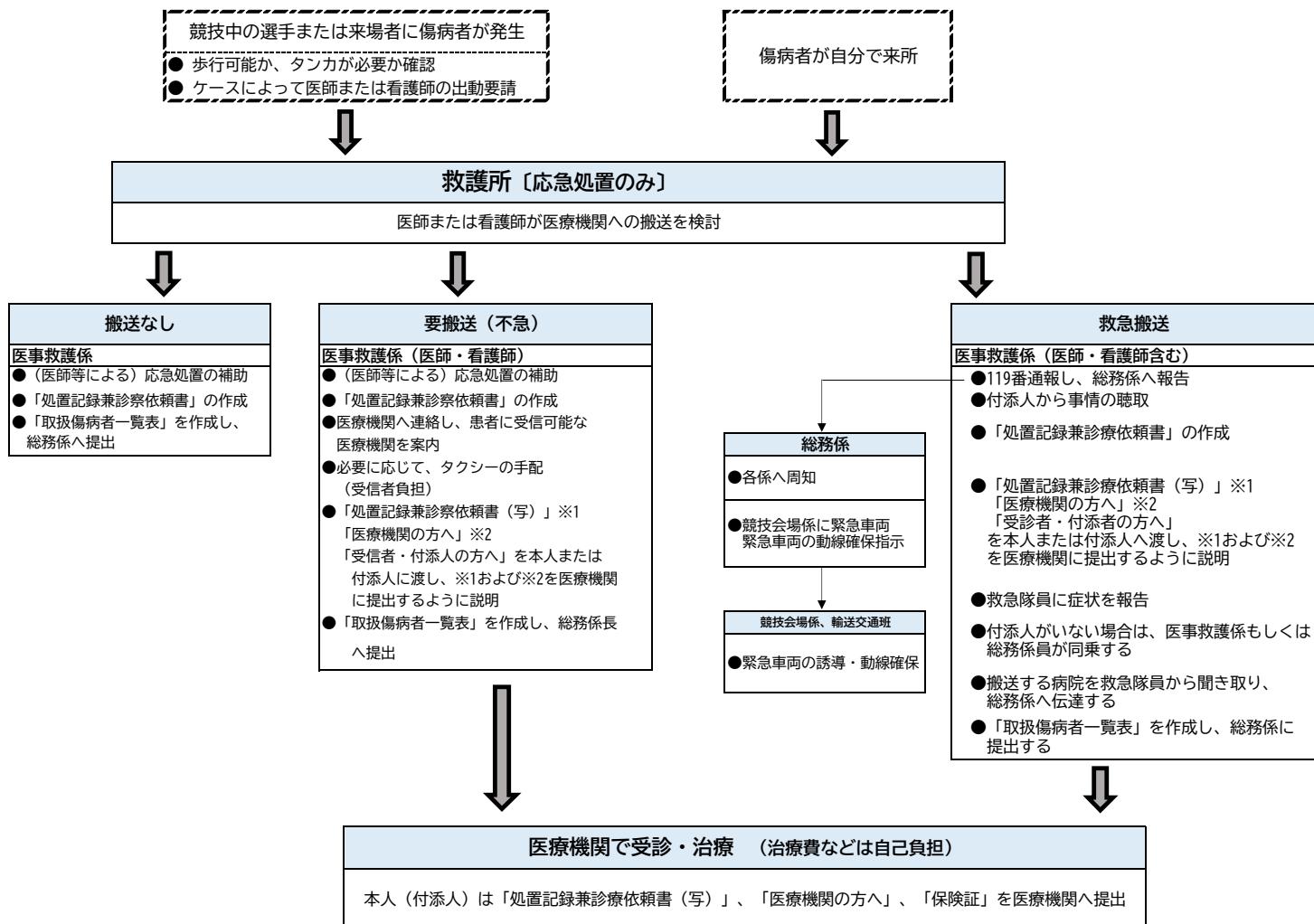
①栓を抜く ②ホースを火元に向 ③レバーを握り放



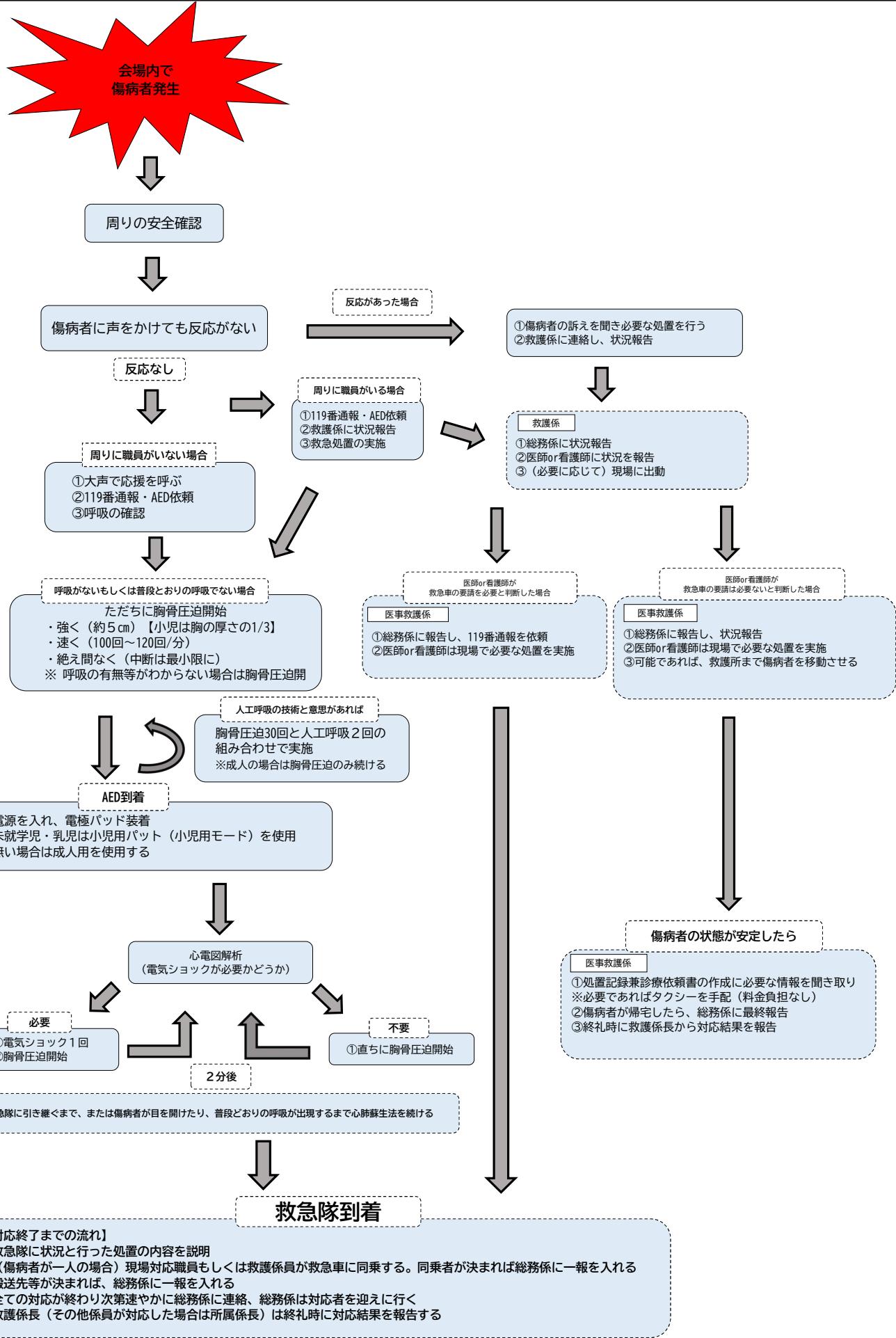
迷子対応フロー



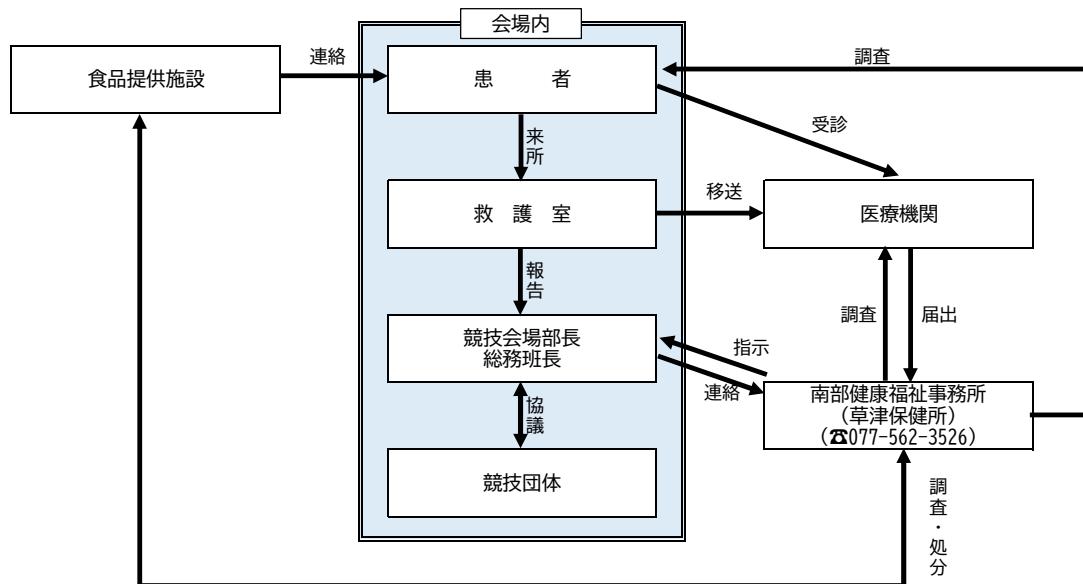
傷病者対応フロー



AEDを用いた傷病者対応フロー（一次救命処置）



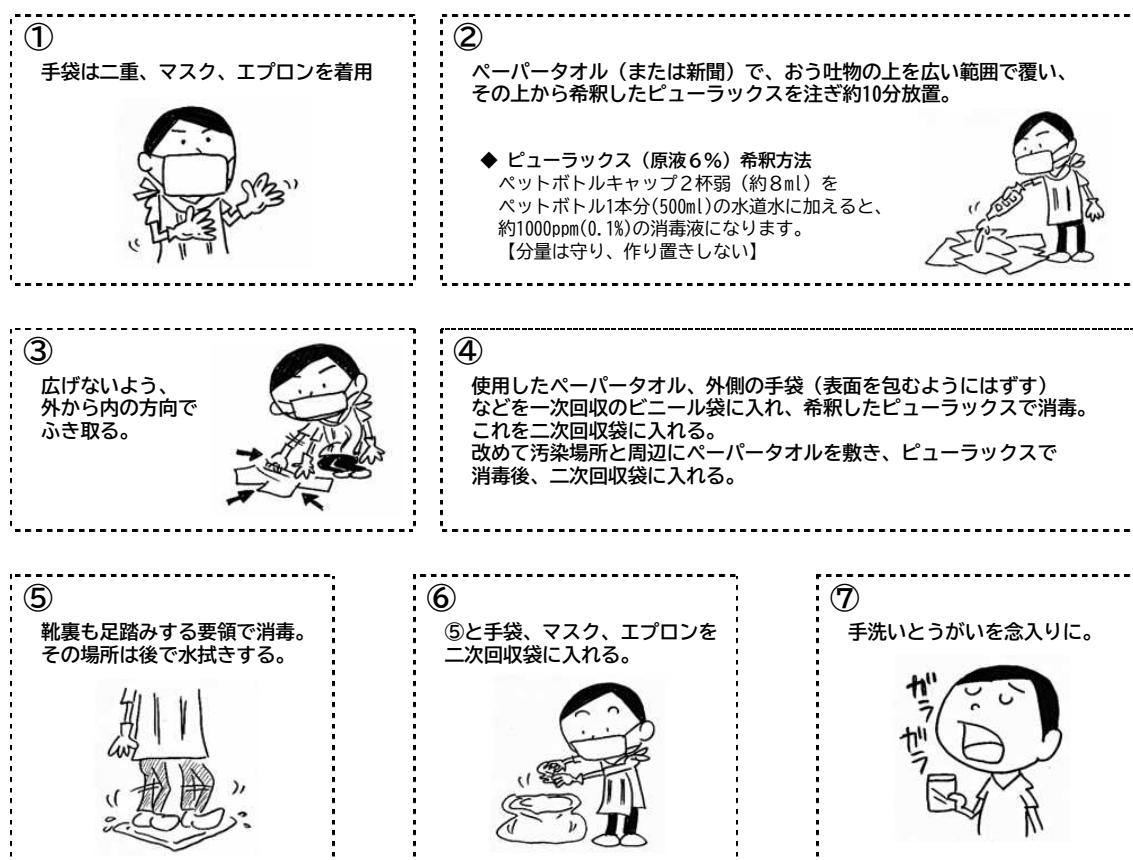
衛生対応フロー（食中毒等の感染症が疑われる場合の連絡体制）



嘔吐物処理対応フロー

●準備するもの（救護所にあります）

手袋（複数枚）・ピューラックス・ビニール袋（複数枚）・マスク・
空のペットボトル・ペーパータオル（新聞の代用可）・エプロン



拾得物・遺失物取扱いフロー

【拾得物（落とし物・忘れ物）の届出があった場合】

- ・拾得物は原則、拾得者が迷子・遺失物預かり所（総合案内）で手続きをするよう案内する。
- ・拾得者が実施本部員等に預けて立ち去る等、やむを得ない場合は実施本部員が迷子・遺失物預かり所（総合案内）へ持参する。（その際も可能な限り、拾得した時間や場所を聞いておくこと。また、拾得者の権利について確認が取れなかった場合、有権として処理する。）

競技・式典中

1. 軽微な物件 (ペットボトル飲料、マスク、ポケットティッシュ等、落とし主が取りに来る可能性が低いもの)

- ① 拾得物一覧簿（第1号様式）を記入 (拾得物件の「軽微」欄にチェック)

- ② 遺失物一覧簿（第4号様式）と照合

該当 【あり】 ⇒ 遺失者に連絡

該当 【なし】 ⇒ 「軽微拾得物 BOX」で管理

(BOX は「落とし主が判明しない物件については、大会終了後に処分します」と表示し、預かり所に来た人から見える位置に配置する。)

2. 1. 以外の物件

- ① 拾得物受理書（第2号様式）を記入

- ・拾得者には、報労金（拾得物評価額の5～20%の2分の1までの額）を受け取る権利があること、3か月落とし主がわからなかった場合、所有権を取得する権利があることを説明。
- ・拾得者が受理書の記入を拒否する場合（氏名等を告げない場合）は、権利放棄について説明し、拾得日時と場所を聞き取る。
- ・届出の際、発見してから24時間が経過している場合は、権利の失権であることに注意。
- ・拾得者が権利放棄せずに立ち去った場合、実施本部員が「拾得者」欄に拾得者の特徴等をメモし、保管しておくこと。

(条件の合致する人物が後から名乗り出た場合は、本人に再度、受理書を記入いただく。)

- ② 拾得物預かり書（第3号様式）を記入、拾得者に交付

- ③ 拾得物一覧簿（第1号様式）を記入

※拾得者が権利放棄して立ち去った場合や
実施本部員等が拾得した場合、①②は省略可。

- ④ 拾得物に、拾得物個票を貼付（透明袋に入れて管理）

- ⑤ 遺失物一覧簿（第4号様式）と照合

該当 【あり】 ⇒ 遺失者に連絡

該当 【なし】 ⇒ 「拾得物 BOX」に保管 ※盗難および紛失に注意



競技・式典終了後

1. 貴重品を除く物件

- ・ 総務係に「拾得物一覧簿（第1号様式）」の写しを共有
- ・ 軽微拾得物 BOX および拾得物 BOX はおもてなし班で保管

2. 貴重品※

- ・ 拾得物に「拾得物件提出書（第8号様式）」を添えて、即日所管警察署（守山警察署）へ届け出る

※貴重品…携帯電話、運転免許証等、個人情報を含む物品、10万円以上の現金 など

全日程終了後

1. 軽微な物件

- ・ 県実行委員会で処分

2. 1.以外の物件

- ・ 拾得物に「拾得物件提出書（第8号様式）」を添えて所管警察署（守山警察署）へ届け出る

【遺失物（落とし物・忘れ物）の問合せがあった場合】

競技・式典中

① 遺失物一覧簿（第4号様式）を記入

② 拾得物一覧簿（第1号様式）と照合

拾得物の届出があるか

あり

なし

（遺失者本人か）

⇒代理人である場合は、委任状

（第6号様式または準ずる書類）を受領

所管警察署に届け出るよう説明する

«拾得物の返還»

① 運転免許証等により、本人確認

- ・本人確認できるものをすべて紛失していた場合は、本人であることを証明できる個人情報を聞き取り、または遺失物一覧簿（第4号様式）の内容と照合する。

② 拾得物を照合

- ・拾得物は見せず、特徴を聞き取る（色、形状、素材、デザイン、メーカー等）。
- ・個人情報を含む遺失物（運転免許証等）は、住所や生年月日を聞き取る。

③ 遺失物受領書（第5号様式）に署名を受け返還する

（拾得者が報労金の権利を主張している場合）

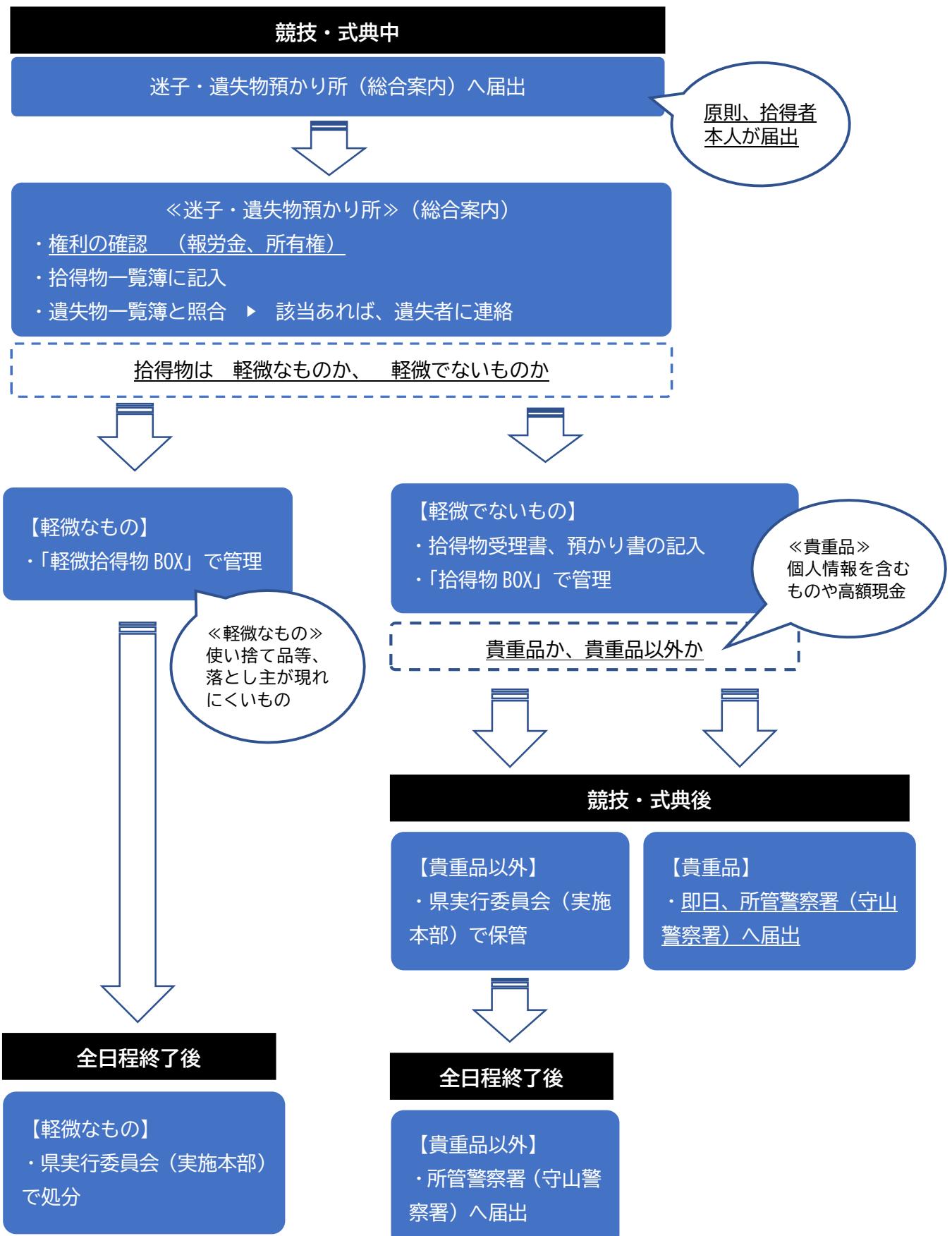
- ・遺失者には、報労金（拾得物評価額の5～20%の2分の1までの額）の支払い義務があることを説明。
- ・「報労金の支払い義務について」（第5-1号様式）を発行する。

全日程終了後

- ・ 総務係に遺失物一覧簿（第4号様式）の写しを共有
- ・ 返還した場合は、拾得物返還通知書（第7号様式）を拾得者に通知（※報労金の権利を主張している場合のみ）
- ・ 遺失物一覧簿（第4号様式）、遺失物受領書（第5号様式）、委任状（第6号様式）は受付案内係で保管

★ 拾得物・遺失物取扱いフローチャート（対応：受付案内係、総務係）

【拾得物（落とし物、忘れ物）】



【遺失物】

競技・式典中

«迷子・遺失物預かり所»（総合案内）

遺失物（なくしたもの）の届出があったとき

- ・遺失物一覧簿を記入
- ・拾得物一覧簿と照合

拾得物の届出があるか

【届出あり】

- ・本人確認
- ・拾得物の照合
- ・遺失物受領書に署名後返

代理人が来られた場合は、委任状が必要

【届出なし】

- ・所管警察署（守山警察署）に届け出るよう説明

報労金の支払い義務を説明

全日程終了後

- ・有権の拾得物を返還した場合は、返還通知書を拾得者に通知
- ・各書類は県実行委員会（実施本部）で保管

湖国の感動 未来へつなぐ



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 県運営競技係

TEL 077-528-3343 / FAX 077-528-4836

e-mail : ken-unei@pref.shiga.lg.jp
